

令和2年11月27日

## ▼タイトル

## 障がい者の自立支援医療にかかる事務誤りについて

障がい者の自立支援医療（更生医療・精神通院医療）において、受給者の月額上限負担額を決定する際に必要となる所得区分判定に誤りがありました。

このような事案が生じたことを深くお詫びいたしますとともに、今後厳正な事務執行を行い、再発防止に取り組んでまいります。

詳細につきましては下記のとおりです。

## 記

## 1. 誤りの概要

自立支援医療は所得に応じて自己負担額が定められますが、その区分判定を誤っていました。

## 2. 自立支援医療制度の概要

自立支援医療制度は、身体障がい者等が機能障害の軽減または改善のための医療を受けた際に、医療費の自己負担分の一部を公費負担するものです。

医療費の自己負担分3割のうち、自己負担上限額との差額を助成します。

自己負担上限は、受給者世帯の所得状況により定められています。

## (1) 更生医療【実施主体 高崎市】

18歳以上の身体障害者手帳を所持する方で、ペースメーカー植込術、人工血液透析術、人工関節置換術等が対象。

## (2) 精神通院医療【実施主体 滋賀県（自己負担分の区分判定等は市が実施）】

精神疾患を有する方で、通院、訪問看護等の精神医療が対象。

## 3. 誤りの内容

自立支援医療における受給者の医療費の自己負担上限額は、受給者の世帯（同一保険加入者）が市民税非課税世帯の場合は、「本人もしくは保護者」の下記①から③の合計額に応じて所得区分を決定することとなっています。

この場合の合計額は、①「地方税法上の合計所得金額」＋②「所得税法上の公的年金等の収入金額」＋③「その他厚生労働省で定める給付」となります。

誤りは、所得確認の際、②「所得税法上の公的年金等の収入金額」を加算しなかったことから、受給者の収入を本来より過少に認定していたものです。そのため、本来の自己負担上限額が月額5,000円となる所得区分を、月額2,500円と判定していました。

◎課税対象の公的年金(老齢年金) 計上の考え方

例：150万円の老齢年金収入のみの受給者で、合計所得金額が30万円の場合

※地方税法上の公的年金控除額が120万円の場合（令和2年より控除額は変更）

(正)		(誤) 過大給付	
	①合計所得額 (30万円)		①合計所得額 (30万円)
収入の合計額 180万円 ↓ 低所得2 (負担上限額 5,000円/月)	②公的年金収入額 (150万円)	収入の合計額 30万円 ↓ 低所得1 (負担上限額 2,500円/月)	②公的年金収入額 (150万円)
	③厚労省で定める給付 (0円)		③厚労省で定める給付 (0円)

4. 誤りの判明

制度改正に合わせたシステム改修時に誤りが判明しました。

5. 誤判定人数等について（平成29年度～令和2年度まで）

(1) 更生医療

○所得区分誤り対象者（過大給付） 56名. 影響額 調査中

(2) 精神通院医療

○所得区分誤り対象者（過大給付） 39名（影響額は県が算定することになります）

6. 市の対応（更生医療）

所得区分が誤った受給者証をお持ちの方には、令和2年8月1日付けで本来の所得区分による受給者証を発行しました。

なお、過大給付となった受給者に過失はないことから、過大給付額の返還は求めません。

7. 再発防止策

制度の適正な運用のため事務処理の再確認を行い、再発防止に努めます。

▼問い合わせ先

○所 属：健康福祉部 障がい福祉課 担当者：佐藤

○電話番号：0740-25-8516

○ファックス：0740-25-8054